

令和5年3月愛荘町議会定例会会議録

令和5年3月24日（金）午前9時00分開議

**議 事 日 程（第3号）**

- 日程第 1 議案第21号 令和5年度愛荘町一般会計予算  
日程第 2 議案第22号 令和5年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算  
日程第 3 議案第23号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算  
日程第 4 議案第24号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算  
日程第 5 議案第25号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計予算  
日程第 6 議案第26号 令和5年度愛荘町下水道事業会計予算
- 

**本日の会議に付した事件**

日程第1から日程第6

~~~~~

追加日程第 1 議長辞職の件

~~~~~

追加日程第 1 選挙第 1号 議長の選挙

~~~~~

追加日程第 1 選挙第 2号 副議長の選挙

~~~~~

追加日程第 1 指定第 1号 議席の変更について

追加日程第 2 会議録署名議員の追加指名について

~~~~~

追加日程第 1 同意第 3号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第 2 選任第 1号 常任委員会委員の選任について

追加日程第 3 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第 4 選挙第 3号 愛知郡広域行政組合議会議員の選挙について

追加日程第 5 選挙第 4号 彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の選挙について

追加日程第 6 議提第 6号 予算・決算特別委員会の設置について

- 追加日程第 7 選任第 3 号 特別委員会委員の選任について  
追加日程第 8 報告第 1 号 特別委員会の委員長の報告について

~~~~~

- 追加日程第 1 同意第 1 号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求  
めることについて  
追加日程第 2 同意第 2 号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めること  
について  
追加日程第 3 議案第 3 0 号 愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例  
追加日程第 4 議案第 3 1 号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例  
追加日程第 5 議案第 3 2 号 第 2 次愛荘町総合計画における基本構想の変更および  
後期基本計画の策定について  
追加日程第 6 議案第 3 3 号 契約の締結につき議決を求めることについて  
追加日程第 7 議案第 3 4 号 令和 4 年度愛荘町一般会計補正予算（第 1 1 号）  
追加日程第 8 議案第 3 5 号 令和 5 年度愛荘町一般会計補正予算（第 1 号）

~~~~~

- 追加日程第 1 意見書第 1 号 経口中絶薬の承認審査に慎重な判断を求める意見書  
追加日程第 2 議提第 2 号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について  
追加日程第 3 議提第 3 号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について  
追加日程第 4 議提第 4 号 広報常任委員会閉会中の継続調査について  
追加日程第 5 議提第 5 号 議員派遣について

---

#### 出席議員（14名）

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 1 番 久保田 正 利 君 | 2 番 小 菅 久 宣 君  |
| 3 番 中 川 喜代和 君 | 4 番 澤 田 源 宏 君  |
| 5 番 村 西 作 雄 君 | 6 番 森 野 隆 君    |
| 7 番 上 田 太 治 君 | 8 番 高 橋 正 夫 君  |
| 9 番 外 川 善 正 君 | 10 番 河 村 善 一 君 |
| 11 番 瀧 すみ江 君  | 12 番 竹 中 秀 夫 君 |
| 13 番 辰 己 保 君  | 14 番 村 田 定 君   |

#### 欠席議員（なし）

---

**地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

|                      |   |        |               |        |
|----------------------|---|--------|---------------|--------|
| 町                    | 長 | 有村国知君  | 副町長<br>兼企画政策監 | 中西 功君  |
| 教 育                  | 長 | 徳田 寿君  | 総務政策監         | 生駒秀嘉君  |
| 福祉政策監<br>兼ワクチン接種推進室長 |   | 森 まゆみ君 | 産業政策監         | 北川三津夫君 |
| みらい創生課長              |   | 西川傳和君  | 経営戦略課長        | 田中孝幸君  |
| 公共施設最適配置推進室長         |   | 久保川瑞穂君 | 福祉課長          | 小林充周君  |
| 健康推進課長               |   | 木村美紀君  | 子ども支援課長       | 重田祐史君  |
| 土地改良担当課長             |   | 楠 真二君  | 商工観光課長        | 藤野知之君  |
| 建設・下水道課長             |   | 羽田順行君  | 学校教育担当課長      | 山川 剛君  |

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長 青木清司 書記 伊谷一真

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（村田 定君） 皆さん、おはようございます。早朝から大変御苦労さまでございます。3月定例会最終日、よろしくお願ひ申し上げます。着座にて失礼します。  
上林教育次長より欠席届が出ていますので報告します。  
本田税務課長より欠席届が出ていますので報告いたします。  
ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○13番（辰己 保君） 議長、休憩動議。

○11番（瀧 すみ江君） 賛成。

○議長（村田 定君） それでは第4会議室、全員協議会を開きます。

---

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。

休憩 午前9時01分

再開 午前9時27分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（村田 定君） 地方自治法第117条の規定により、村西副議長に交代します。

〔村田 定君 退席〕

○副議長（村西作雄君） 静粛にお願いします。ただいま村田 定君から議長の辞職届が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 議長の辞職に対しては異議を申し立てます。ですから、この議題をされることに対しても当然異議を申し上げます。

なぜ異議を唱えるかということについて述べます。なぜこの時期の辞職か。村田議長は3月議会の最終日であるこの日、24日に突然辞職願を提出されました。まず、この突然の辞職願によって議会運営を混乱させられ、本会議は冒頭から休憩という議会運営上からも混乱をつくった責任を重く受け止めるべきです。

村田議長は、予算・決算特別委員会での令和5年度一般会計当初予算の審査において、庁舎等リニューアル工事に関連する予算を減額修正予算が可決したことを受けて、議長として議会をまとめることができなかつたとして辞職願を提出されました。村田議長の辞職に大義があるのか。村田議長は議会をまとめられなく、議会を混乱させたとして辞職願を提出されました。この辞職に大義があるか。

村田議長が言明するように、令和5年度一般会計当初予算の町長提案の原案が減額修正されたことを受けて、まとめることができなかつた理由は、まず、委員会の意思決定をほごにする手法として議長の辞職を提示したことです。令和5年度一般会計当初予算の庁舎等リニューアル工事関連予算の減額修正予算は、予算・決算特別委員会で採決は同数であったため、委員長の可とする態度で採択となりました。この特別委員会の減額修正予算は、再度本会議において議決事項となるため、本会議での減額修正予算を否決するには、議決多数を行わなければなりません。多数を勝ち取るために村田議長は辞職願を出されたと推察します。この姿勢は、議長の責務を恣意的に放棄するものであり、この辞職に大義がないことを物語っています。

では、庁舎集約の協議は行われたのか。村田議長は、町長提案の庁舎集約を求められなかつたといっています。私は、庁舎集約化の協議は、今年の町議会改選後の議会で十分協議が行われたのが本当に問われると考えています。私は、十分な協議はなかつた、12月、1月の全協、町長の姿勢はおかしいと受け止めたのは全議員だと考えます。議会協議が不十分なのに町長提案の当初予算原案を数の力だけで賛成できるのか、議会の責務として問われます。そして、町長提案の現庁舎及び現保健センターへの各課の配置は、住民さんが使いやすいのが一番であり、そのために職員が働きやすいかが検討されるべきです。このような協議が不十分な中で、当初予算に賛成しなければ業務が停滞するとの幻想を抱くことは、議員の責務をないがしろにすることです。令和3年、2021年10月に、庁舎集約化のために建築確認の認可を受けています。令和3年度に処理すべき業務を放置し、議会との協議を中断した町長の責任こそ問われるものであります。この業務の怠慢を全議員は認知しています。

以上、いかに議会との協議が行われてこなかつたか。町長の一方的な言い分及び考え方で議会の混乱をつくっているのもであり、議長の議会をまとめられなかつたというのは、町長の怠慢を議会に転嫁することであり、断じて容認することはできません。町議会は、町長のこのような姿勢が今年の12月議会の指定管理者の指定においても

表現し、議会は注意喚起を込めて議会の態度を示したところです。同じ手法を行う町長にこの姿勢を黙認する、追認する減額修正予算の反対だけに議長辞職の願の提出は承服できないことを述べておきます。

最後に、議長は議会の運営を混乱させないためにも、本会議最終日の冒頭での辞職は避けるべきです。議会の長として最大限、議会運営に支障を来さない時期を選択するのが責務です。町長の議会に真摯に向き合わない姿勢が議会の混乱をつくっていることを再度述べ、それを追認する議会にならないことを願って、村田議長の辞職願に断固反対を表明して、この議案に対して異議を申し述べます。

**○副議長（村西作雄君）** ほかに御意見ありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

---

**○副議長（村西作雄君）** 暫時休憩します。  
休憩 午前9時34分  
再開 午前9時44分

**○副議長（村西作雄君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○副議長（村西作雄君）** お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

**○副議長（村西作雄君）** 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

**○副議長（村西作雄君）** 暫時休憩します。  
休憩 午前9時44分  
再開 午前9時46分

**○副議長（村西作雄君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎議長の辞職

**○副議長（村西作雄君）** 追加日程第1、議長辞職の件を議題にします。  
事務局に辞職願を朗読させます。事務局長。

○**議会事務局長（青木清司君）** それでは、辞職願を読み上げさせていただきます。

愛荘町議会副議長、村西作雄様。愛荘町議会議長、村田 定。

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和5年3月16日。

以上でございます。

○**副議長（村西作雄君）** お諮りします。村田 定君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**副議長（村西作雄君）** 異議なしと認めます。よって、村田 定君の議長の辞職を許可することに決定しました。

---

○**副議長（村西作雄君）** 暫時休憩します。

休憩 午前9時47分

再開 午前9時49分

○**副議長（村西作雄君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○**副議長（村西作雄君）** ただいま議長が欠けました。お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**副議長（村西作雄君）** 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を行うことに決定しました。

---

○**副議長（村西作雄君）** 暫時休憩します。

休憩 午前9時49分

再開 午前9時50分

○**副議長（村西作雄君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎選挙第1号の上程、選挙

○**副議長（村西作雄君）** 追加日程第1、選挙第1号 議長の選挙を行います。

地方自治法第118条第1項の規定により、選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

**○副議長（村西作雄君）** ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名します。愛荘町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、小菅久宣君及び6番、森野 隆君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

**○副議長（村西作雄君）** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

**○副議長（村西作雄君）** 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

**○副議長（村西作雄君）** 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。1番の議員から順番に投票願います。

[投票]

**○副議長（村西作雄君）** 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

**○副議長（村西作雄君）** 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。2番、小菅久宣君及び6番、森野 隆君、開票の立会をお願いします。

[開票]

**○副議長（村西作雄君）** それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票です。

有効投票のうち、村西作雄君7票、河村善一君5票、白票2票という結果になりました。

この選挙の法定得票数は4票です。

---

**○副議長（村西作雄君）** 暫時休憩します。

休憩 午前10時00分



再開 午前10時25分

○副議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○副議長（村西作雄君） 得票数の多かった村西作雄君が当選を辞退されましたので、再選挙を行います。

---

○副議長（村西作雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時25分

○副議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○副議長（村西作雄君） ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名します。愛荘町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、小菅久宣君及び6番、森野 隆君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○副議長（村西作雄君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（村西作雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（村西作雄君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。1番の議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○副議長（村西作雄君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（村西作雄君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。2番、小菅久宣君、6番、森野 隆君、開票の立会をお願いいたします。

[開票]

○副議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。選挙の結果を報告します。

投票総数 14 票、有効投票 14 票、無効投票 0 票です。

村西作雄君 7 票、河村善一君 7 票。

この選挙の法定得票数は 4 票であり、村西作雄君と河村善一君の得票数はいずれもこれを超えています。両君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第 118 条第 1 項の規定は、公職選挙法第 95 条第 2 項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

村西作雄君と河村善一君が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは 2 回引きます。1 回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2 回目は当選人を決定するためのものです。

まず 1 回目の、くじを引く順序を決めるくじを行います。村西作雄君、河村善一君、くじを引いてください。

---

○副議長（村西作雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 36 分

再開 午前 10 時 50 分

○副議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○副議長（村西作雄君） 1 番くじを引いた方を当選人としています。くじの結果、河村善一君が 1 番くじを引かれました。

---

○副議長（村西作雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 50 分

再開 午前 11 時 15 分

○副議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○副議長（村西作雄君） 先ほどの議長選挙で 1 番くじを引かれました河村善一君が当選を辞退されましたので、再選挙を行います。

ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名します。愛荘町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、小菅久宣君及び6番、森野 隆君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○副議長（村西作雄君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（村西作雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（村西作雄君） 投票箱異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。1番の議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○副議長（村西作雄君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（村西作雄君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。2番、小菅君、6番、森野君、お願いします。

〔開票〕

○副議長（村西作雄君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0。

有効投票のうち、村西作雄君13票、白票1票でありました。

したがって、村西作雄君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（村西作雄君） ただいま議長に当選された村西作雄君が議場におられます。

愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。議長に当選されました村西作雄君から就任の御挨拶があります。

○5番（村西作雄君） ただいま愛荘町議会の議長という大役を多くの方の御支援を頂いて当選をさせていただきました。何回となく投票ということで、本当にかたがた

しましたけれども、これを機に愛荘町議会としてしっかりと皆さんの声を聞いて、そして町行政と議会の二代表制の片輪として、皆さんとともに議論をしながら愛荘町政を前に進めていきたいと、このように考えているところでございます。本当に多くの票を頂いて身に染みる光栄でありますし、私も皆さんのお力添えとともに一生懸命、議会議長として大役を務めさせていただきたく思います。

本当にありがとうございました。迷惑をかけました。

---

**○議長（村西作雄君）** 暫時休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時24分

**○議長（村西作雄君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○議長（村西作雄君）** ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を行うことに決定しました。

---

**○議長（村西作雄君）** 暫時休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時25分

**○議長（村西作雄君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎選挙第2号の上程、選挙

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第1、選挙第2号 副議長の選挙を行います。地方自治法第118条第1項の規定により、選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

**○議長（村西作雄君）** ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名します。愛荘町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、上田太治君及び8番、高橋正夫君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（村西作雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村西作雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（村西作雄君） 投票箱異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

[投票]

○議長（村西作雄君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村西作雄君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。7番、上田太治君、8番、高橋正夫君の開票の立会をお願いします。

[開票]

○議長（村西作雄君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票です。

有効投票のうち、河村善一君7票、森野 隆君2票、辰己 保君2票、上田太治君2票、澤田源宏君1票、白票1票。以上のおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、河村善一君が副議長に当選されました。

もう一度確認します。投票の結果、再度申します。先ほどの間違っていました。河村善一君7票、森野 隆君2票、辰己 保君2票、上田太治君1票、澤田源宏君1票、白票1票であります。

以上のおりです。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、河村善一君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

**○議長（村西作雄君）** ただいま副議長に当選されました河村善一君が議場におられます。愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。副議長に当選されました河村善一君から、就任の御挨拶があります。

**○10番（河村善一君）** このたびの選挙で副議長という大役を御推選いただきありがとうございます。これから精いっぱい頑張ってまいりますので、よろしくお願いたします。ありがとうございました。

---

**○議長（村西作雄君）** 暫時休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

**○議長（村西作雄君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○議長（村西作雄君）** お諮りします。ただいま指定1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（村西作雄君）** 異議なしと認めます。よって、指定1件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

### ◎指定第1号の上程、説明、決定

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第1、指定第1号 議席の変更についてを議題とします。

愛荘町議会会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更を行います。変更した議席は、お手元に配付した議席表のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（村西作雄君）** 異議なしと認めます。よって、指定第1号 議席の変更については、お手元に配付した議席表のとおり決定しました。ただいま着席のとおり指定をいたします。

### ◎会議録署名議員の追加指名

○議長（村西作雄君） 追加日程第2、会議録署名議員の追加指名を行います。

定例会開会日である3月2日に今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により澤田源宏君、私、村西君を指名しました。

先ほどの議長選挙の結果、私、村西が議長になりましたので、議長を除く議員の会議録署名議員に欠員が生じたため、5番 森野 隆君を追加指名します。

---

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時01分

再開 午後1時35分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（村西作雄君） お諮りします。ただいま同意1件、選任3件、報告1件、選挙2件、議提1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 異議なしと認めます。よって、同意1件、選任3件、報告1件、選挙2件、議提1件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

### ◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長（村西作雄君） 追加日程第1、同意第3号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

地方自治法第117条の規定により、6番、村田 定議員の退場を求めます。

〔村田 定君 退場〕

○議長（村西作雄君） 議会の監査委員の人選については、町長から議会において推選願いたい旨、申出がありましたから、議案については局長が朗読します。局長。

○議会事務局長（青木清司君） それでは、追加議案の1ページをお願いいたします。

同意第3号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについて。上記議案を提出させていただきます。

愛荘町監査委員に次の者を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、愛荘町市744番地3。

氏名、村田 定。

生年月日、昭和17年3月5日でございます。よろしくお願いをいたします。

**○議長（村西作雄君）** 本件は、愛荘町議会申合せ事項第3条人事案件に基づき、質疑、討論を省略しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより同意第3号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立全員であります。よって、同意第3号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

6番、村田 定議員の出席を求めます。

〔村田 定君 入場〕

---

### ◎選任第1号～報告第1号の上程、説明、選任

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第2、選任第1号 常任委員会委員の選任についてから追加日程第8、報告第1号 特別委員会の委員長の報告についてまでを一括議題とします。

お手元に配付の議案書のとおりとします。

総務産業建設常任委員会委員に村西作雄君を指名します。教育民生常任委員会委員に村田 定君を指名します。議会運営委員会委員に河村善一君を指名します。愛知郡広域行政組合議会議員に村西作雄君、彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に村田 定君。

以上のとおり、指名推選により組合議会議員の当選人と定め、当選の告知をします。

予算・決算特別委員会の設置をし、委員については議長を除く全議員を指名します。

特別委員会で互選の結果、予算・決算特別委員会委員長に河村善一君。

以上のとおり互選されましたので報告します。



以上、お手元に配付の議案書のとおりとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 異議なしと認めます。よって、同意1件、選任3件、報告1件、選挙2件、議提1件はお手元に配付の議案書のとおり決定しました。

---

**○議長（村西作雄君）** 暫時休憩します。

休憩 午後1時40分

再開 午後1時43分

**○議長（村西作雄君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎議案第21号～議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 日程第1、議案第21号 令和5年度愛荘町一般会計予算から日程第6、議案第26号 令和5年度愛荘町下水道事業会計予算までを一括議題として、3月3日の議事を続けます。

まず、日程第1、議案第21号 令和5年度愛荘町一般会計予算は、予算・決算特別委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、予算・決算特別委員会委員長の審査報告を求めます。予算・決算特別委員会、河村委員長。

〔予算・決算特別委員会委員長 河村善一君登壇〕

**○予算・決算特別委員長（河村善一君）** 予算・決算特別委員会委員長報告を行います。

令和5年3月24日、愛荘町議会議長、村西作雄様。愛荘町予算・決算特別委員会委員長、河村善一。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。議案第21号 令和5年度愛荘町一般会計予算を修正議決すべきものと決定。

2、審査経過。3月6日から3月10日に、総務、産業建設、民生及び教育の部門ごとに、第1委員会から第4委員会に分けて、詳細な説明、質疑を行いました。3月13日には部門ごとに政策を中心とした質疑並びに全体総括質疑を行い、慎重に審査しました。

質疑の主な内容として、総務部門では、旧愛知川警部交番、旧警察官舎解体工事内容について。庁舎等リニューアル工事内容について。デジタル化推進事業について。予算査定の実施方法について。感震ブレーカー等設置補助金の内容について。公共施設の在り方と自治会の在り方についてなどの質疑がありました。

産業建設部門は、青地農地違反転用に対する指導について。燃料高騰に伴う農業緊急対策について。新愛知川のしゅんせつについて。歩道の除去や除雪の基準について。町営住宅来客者駐車場の利用指導について。湖東三山館あいしょう、中山道愛知川宿街道交流館指定管理についてなどの質疑がありました。

民生部門は、後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業について。手話奉仕員養成研修について。放課後デイサービス事業について。子供子育て応援交付金事業について。帯状疱疹ワクチン接種の助成について。新型コロナワクチン接種についてなどの質疑がありました。

教育部門は、イングリッシュキャンプについて。郷土読本について。臨床心理士の雇用について。幼稚園職員の配置について。生涯学習2.0事業アクションプランについて。国スポ・障スポに伴う体育館の修繕についてなどの質疑がありました。

総括質疑はありませんでした。総括質疑終了後に、森野委員より議案第21号 令和5年度愛荘町一般会計予算に対する修正動議があり、所定の賛成者がありましたので、成立しました。

修正案の内容は、庁舎等リニューアル工事に関連した委託料、工事請負費、備品購入費を減額するものです。修正案に対する質疑はありませんでした。討論は、原案賛成討論が2件、原案反対討論が1件、修正案賛成討論が2件ありました。

修正案の採決の結果、可否同数であったため、愛荘町議会委員会条例第14条の規定で、委員長の決するところにより、議案第21号 令和5年度愛荘町一般会計予算に対する修正案を可決しました。また、修正議決した部分を除く原案の採決の結果、起立多数で修正部分を除く部分は原案のとおり可決しました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（村西作雄君）** ありがとうございます。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。委員長の報告は修正議決すべきものでありました。討論の順序は、まず原案賛成者、次に原案反対者、修正案反対者、次に原案賛成者、次に修正案賛成者の順で進めさせていただきます。

まず、原案賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。

次に、原案反対者及び修正案反対者の発言を許します。討論はありませんか。11番、瀧すみ江君。

**○11番（瀧すみ江君）** 11番、瀧すみ江です。議案第21号 令和5年度愛荘町一般会計予算原案に対し、反対する立場から討論を行います。

各種検診に係る自己負担金の軽減、手話奉仕員養成研修事業負担金で7人分をプラスした増額、低所得者の介護保険保険料軽減事業、感震ブレーカーなど設置補助金、小学校フッ化物洗口事業、1学年プラスした増額など、町民の健康、暮らし、安全を守る事業に対しては賛成します。

しかし、予算原案に計上されている庁舎等リニューアル事業で、議員や町民の納得が得られていないばかりか、建設費予算の提案を取り下げてから1年8か月間ほったらかしで、新保健センターを建てるとも決定していない時期に建築確認を行い、予算を提案する直前になって議会に協議を投げかけてくるというような、全く理解できない手法で進められました。また、設計図を見ると、現保健センターの壁に隔てられた構造、ワンストップサービスができなくなるなど、町民が使いにくい役場になります。秦荘庁舎が支所になる計画について、町民サービスがどうなるのか、それに伴う職員が何人配置されるのか、町長はいまだに明らかにしていないという無責任な姿勢です。まず、サービスの内容と職員体制を決めてから、リニューアル工事に進むのが道理です。以上のことから、この計画は一旦立ち止まって考え直すことが必要です。

令和5年度も相変わらず部落解放人権政策確立要求郡実行委員会負担金75万6,000円や3自治会だけに出ているコミュニティーづくり推進事業助成金などの同和行政関係の拠出があります。人権尊重のまちづくりと言われるなら、同和特別扱いをやめるべきです。

先日の議案審議にあったように、令和5年度から愛荘町個人情報保護条例が廃止され、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一環として改正

された個人情報の保護に関する法律についての施行にとどまる条例に置き換えられました。その目的はオープンデータ化とオンライン結合を自治体に行わせることです。プライバシー侵害のおそれと地方自治に対する侵害の問題点があります。政府は様々な方法で国民の情報を得ようとしています。マイナンバーカードもその1つです。マイナンバーカードの利活用を無理やり促進するために、国民に強権的な施策を押しつけようとする政府の姿勢を批判します。

以上、反対討論といたします。

**○議長（村西作雄君）** 次に、原案賛成者の発言を許します。討論ありませんか。8番、高橋正夫君。

**○8番（高橋正夫君）** 8番、高橋です。議案第21号 令和5年度愛荘町一般会計予算について、賛成討論を行います。

令和5年度一般会計予算については、社会保障費などの経済経費が年々増大する中で、職員一人一人が経営意識、コスト意識を持ち、経費削減に努められていることや、第2次愛荘町総合計画に基づき、重点戦略である「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」プロジェクトを推進するための必要な施策に対し、重点的に予算を配分されています。

「ひとづくり」の分野において、子育て世帯に対する支援体制を充実し、子供に対するキャリア教育や郷土への愛着を育む取組と、いつまでも元気で活躍していくため、健康寿命をさらに伸ばしていく施策を進めようとしています。

「しごとづくり」の分野では、農業生産基盤の整備や地域おこし協力隊などの外部人材の登用による地域を盛り上げる施策を構築されています。

「まちづくり」の分野では、国スポ・障スポ開催に向けた機運の醸成や町の認知度、魅力度を高めるための施策、公共施設の最適配置の実現のための庁舎機能の集約やデジタル実装による住民生活の利便性向上に取り組まれるものであります。

これらの取組を進められることは、住民にとって明るい未来となるものであることを確認いたしました。引き続き適切な予算執行をお願いし、議員各位におかれましても御賛同をお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

**○議長（村西作雄君）** 次に、修正案賛成者の発言を許します。討論ありませんか。4番、澤田源宏君。

**○4番（澤田源宏君）** 4番、澤田です。議案第21号 令和5年度一般会計予算の

修正動議に対し、賛成の立場から討論を行います。

合併して18年目を迎える本町にとって、公共施設の再配置、集約化、特に庁舎の統合は喫緊の課題であることは重々承知しております。しかしながら、有村町長は、今まで何人もの議員の一般質問答弁で議会の大きな賛同を得て一丸となって取り組むと答弁しておきながら、議会との十分な議論をすることなく、自ら大きな賛同を得る努力を怠ったことは猛省されるべきだと考えています。

一昨年4月の臨時会補正予算取下げから丸2年近く、今年度にあっても、議会全協で昨年5月に公共施設再配置に係る3年間のスケジュールを示されただけで、6、7月には、住民説明会の資料説明、7月の住民説明会から8月の全協では、その質疑報告があっただけで、議会と協議、討論の場は一切ありませんでした。

また、主に職員駐車場として活用予定の交番用地も2年前とは条件が変わり、官舎用地1,420平方メートルを新たに取得し、駐車場用地が4,600平方メートルから約6,000平方メートルに増えるなどした中で、こうした職員駐車場をメインとした活用が果たしてベターなのか、もっともっと議会との議論が必要であるとの認識を持っています。さらに、交番官舎の解体にあっては、約80本の基礎ぐいはそのままにしておくなど、駐車場以外の活用を全否定する解体工事についても、後世のためにそれでいいのか大きな疑問を持っています。

次に、新保健センターにあっても、一昨年4月の臨時会での庁舎統合予算を取下げしたにもかかわらず、実施設計やその確認申請はストップすることなく、10月には確認申請許可を取るなど、政策のちぐはぐさを甚だしく感じます。さきの一般質問の答弁でも、今年度予算で、2年前とは約1億2,000万円の工事増が明らかになりましたが、今回庁舎統合予算を減額し、先送りしても、高止まりしていて、大きな影響はないとの専門家の意見もあります。また、秦荘庁舎の支所とそれ以外の活用も、もう一度議論が必要と感じています。

以上、庁舎統合に係る令和5年度一般会計予算の減額修正動議に対し、賛成の討論でありましたが、私はいたずらに庁舎統合を先送りする思いはありません。今年1年しっかりと執行部と議論を重ねて、どうすることが町民にとって一番大事、大切なのかを肝に銘じ、議論していきたいとの思いでいっぱいです。住民各位にあっては、私の思いに賛同いただき、修正動議に賛成くださるようお願い申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 討論なしと認めます。

---

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時03分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（村西作雄君） 本案に対する委員長の報告は修正議決すべきものです。まず、委員会で修正議決すべきものと決定された修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） 起立少数であります。よって、委員会で修正議決すべきものと決定された修正案は否決されました。

次に、原案を採決します。原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） 起立多数です。よって、議案第21号 令和5年度愛荘町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第22号 令和5年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は、総務産業建設常任委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会、森野委員長。

〔総務産業建設常任委員長 森野 隆君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（森野 隆君） 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和5年3月24日、愛荘町議会議長、村西作雄様。総務産業建設常任委員会委員長、森野 隆。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により御報告します。

1、審査結果。議案第22号 令和5年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算を原案可決。

2、審査経過。3月6日に総務産業建設常任委員7名の出席がありました。質疑の主なものは、残地の分筆等について。令和5年度の残地処分の計画についてであります。また、討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で、議案第22号 令和5年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は原案のとおり可決しました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（村西作雄君）** これより議案第22号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。これより議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 全員起立であります。よって、議案第22号 令和5年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第23号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算、日程第4、議案第24号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第5、議案第25号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は、教育民生常任委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、教育民生常任委員会委員長の審査報告を求めます。教育民生常任委員会、竹中委員長。

〔教育民生常任委員長 竹中秀夫君登壇〕

**○教育民生常任委員長（竹中秀夫君）** 委員長報告を行います。教育民生常任委員会委員長報告を行います。

令和3年3月24日、愛荘町議会議長、村西作雄様。愛荘町教育民生常任委員会委員長、竹中秀夫。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会

会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1、審査結果。議案第23号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算を原案可決。議案第24号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算を原案可決。議案第25号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計予算を原案可決。

2、審査経過。3月9日に教育民生常任委員7名が慎重に審査いたしました。

国民健康保険事業特別会計の質疑の主なものは、財政調整基金の使い方について。今後の国民健康保険について。マイナ保険証に伴う資格証明書について。特定健康診査についてなどが審査、行われました。討論は反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で原案第23号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり可決しました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の質疑の主なものは、広域連合納付金について。被保険者数についてなど審査が行われました。討論は、反対討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で議案第24号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算は原案のとおり可決しました。

最後に、介護保険事業特別会計の質疑の主なものは、要介護5の方の特別養護老人ホーム施設利用事業負担額についてなど、審査が行われました。討論は反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で議案第25号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は原案のとおり可決しました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（村西作雄君）** これより議案第23号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 令和5年度国民健康保険事業特別会計に反対いたします。

行政自ら雇用情勢の悪化や高齢化の進展による所得の低下など、国保事業の運営の厳しさが国保被保険者の責めにないことを示しています。加えて、加入者世帯が低所得者で占めている国民健康保険事業であることも認めているにもかかわらず、所得のない子供に課税し続けることは、幸福追求権や法の下に平等権に反すと呼びかけ、異次元の子育て支援を実行するためにも、子供の保険税の廃止を訴えて反対討論とい



たします。

**○議長（村西作雄君）** 次に賛成討論はありませんか。1番、久保田正利君。

**○1番（久保田正利君）** 議案第23号、賛成討論を行います。令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の承認に賛成する立場から討論を行います。

昭和36年に創設された国民健康保険制度は、国民皆保険体制を実現するための医療保険における最後のセーフティーネットの役割を担っています。平成30年4月からは、新国保制度により、滋賀県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営を効率的な事業運営の中心的な役割を担っています。

当町は、令和5年度は県への納付金が増額となることに加え、令和4年10月に国民健康保険税率の見直しについて、愛荘町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問がなされ、令和5年2月に同協議会会長から財政調整基金を利活用し、税率について据え置く答申を受けられ、その答申を尊重することとされた予算編成がなされたものです。

また、税負担の公平化と保険税の収納率の向上を図るため、未納者に対して電話催告や資格証明書等の交付などによって滞納世帯に対する納付相談を充実し、納付対策の強化に努められております。保健事業では、特定健康診査や特定保健指導の実施、人間ドックの助成、レセプト点検等により、医療費の適正化に取り組まれております。今後も、住民課を中心として関係各課の連携のもとに、より一層保険者として安定した事業運営と財政運営の健全化に努めていただき、未就学児に係る均等課税制度の廃止など、国に対しての要望事項については、県や町村会を通じ、実現に向けて取り組まれることを求め、本予算の認定について賛成するものです。

議員各位におかれましても、御理解いただき、御賛同をお願いし、討論を終わります。

**○議長（村西作雄君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。これより議案第23号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立多数です。よって、議案第23号 令和5年度愛荘町国

民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

これより、議案第24号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 令和5年度後期高齢者医療事業特別会計に反対します。

年金生活者は高齢者になるほど厳しい生活を余儀なくされています。保険制度が現役から65歳以上の老人保険へと分割され、65歳以上の老人保険が70歳、75歳以上にと、高齢者保険へと分割されてきました。

このように、年を追うごとに対象となる医療保険制度が変わり、保険料はもとより医療の窓口負担も増えています。高齢者は、生活を維持するために僅かの預貯金を取り崩していることと併せて、細かな仕事での収入を確保する努力をされています。幾つになっても自身の生活を維持するために働いているのが実情です。生活の維持のために働いた収入が医療費の窓口2割負担として跳ね返るのです。穏やかな老後は保障されていません。高齢になっても働くことは、現役世代の子供の生活も厳しい状況があるという反映です。この現実を見ないで、社会保障費の切捨てを進める国の制度と県の高齢者の声が届かない仕組み、その広域連合の在り方も批判して反対討論といたします。

**○議長（村西作雄君）** 次に賛成討論はありますか。1番、久保田正利君。

**○1番（久保田正利君）** 議案第24号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の承認に賛成する立場から討論を行います。

平成20年4月より、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、高齢化の進展による高齢者医療費の負担に対応し、世間間の負担の公平化及び財政運営の責任の明確化と安定化を目的とした後期高齢者医療制度が創設され、16年目を迎えることになります。

この間、国では高齢者の置かれている状況に配慮され、所得の一定以下の方には保険料の軽減や履修方法の変更などの措置を講じられてきました。また、高齢化に伴い、全国的に被保険者が増加する中、令和4年10月から医療機関での窓口負担を従来の1割と3割に加え、2割の創設を行うなどして、安定した制定運営を目指してこられ

た状況にあります。

引き続き、保険者である滋賀県後期高齢者医療広域連合とより一層の連携を図られ、事業運営を進められることによって、高齢者が安心して医療を受けられる医療制度の充実と、事業の円滑な執行に資するための予算が計上されているものであり、本予算の承認について賛成するものです。議員各位におかれましても御理解いただき、御賛同をお願いし、討論を終わります。

以上です。

**○議長（村西作雄君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立多数です。よって、議案第24号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、これより議案第25号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 令和5年度介護保険事業特別会計に反対します。

介護保険制度は、国の社会保障制度の支援金を減額する方針の中で進められています。施設等に入所する低所得者の食費、住宅費を補助する補足給付について、住民税非課税世帯で120万円を超えると、自己負担金が2万2,000円増えました。食費、居住費、保険料を合わせて月8万2,000円の負担とされています。非課税世帯にも負担増を押しつけました。後期高齢者医療保険、そして介護保険制度において、高齢者の生活、生存権を脅かす国の制度改悪を厳しく批判して、反対討論といたします。

**○議長（村西作雄君）** 次に賛成討論はありませんか。1番、久保田正利君。

**○1番（久保田正利君）** 議案第25号、賛成討論を行います。私は令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の承認に賛成する立場から討論を行います。

介護保険制度は、高齢者が尊厳を持って自立した生活を続けられるよう、介護を社会全体で支えるための仕組みとして、平成12年に始まり、着実に定着してきました。我が国において、平均寿命の延伸と少子化の進行による若年人口の減少から、世界に例を見ない速さで高齢化が進展し、本格的な高齢社会となっています。こうした高齢社会の状況から、地域包括ケアシステムの深化、推進に向けて、介護予防生活支援、医療、介護連携、認知症施策を効果的に進めるとともに、介護保険サービスの充実に努められております。今後は、それらをより一層拡充していただくとともに、本町に根強く、互助の精神や強い絆といった特徴を生かして、お互いに支え合える地域社会をつくっていくことによって、真の地域包括ケアシステムの構築を実現していただくことを切望するところです。

今後においても、今日までの実績や課題を考慮しながら、変化し続ける高齢者像を見据え、必要な介護サービス量の確保や提供に努められていくとともに、社会保障制度である本制度への理解を深め、特に保険料の収納対策については、重点的に対処していただき、財源確保に努めていただくようお願いいたします。

本予算については、第8期介護保険事業計画の事業内容や介護サービス等の給付金を基本としつつ、実績を勘案して編成されており、また、次期計画についても早期に取り組まれることとされているものであることから、承認について賛成するものです。

議員各位におかれましても、御理解いただき、御賛同をお願いし、討論を終わります。

以上です。

**○議長（村西作雄君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立多数です。よって、議案第25号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第26号 令和5年度愛荘町下水道事業会計予算は、総務産業建設常任委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、総務産業建設常任委員

会委員長の審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会、森野委員長。

〔総務産業建設常任委員長 森野 隆君登壇〕

**○総務産業建設常任委員長（森野 隆君）** 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和5年3月24日、愛荘町議会議長、村西作雄様。総務産業建設常任委員会委員長、森野 隆。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。議案第26号 令和5年度愛荘町下水道事業会計予算を原案可決。

2、審査経過。3月8日に総務産業建設常任委員7名の出席がありました。

質疑の主なものは、水洗化率や未接続の世帯について。下水道使用料について。今後の下水道工事について。下水道の起債償還に伴う交付税措置についてであります。

また、討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で議案第26号 令和5年度愛荘町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決しました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（村西作雄君）** 以上で委員長報告を終わります。

これより議案第26号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立全員であります。よって、議案第26号 令和5年度愛荘町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。2時45分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時45分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（村西作雄君） お諮りします。ただいま同意2件、議案6件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 異議なしと認めます。よって、同意2件、議案6件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（村西作雄君） 追加日程第1、同意第1号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（有村国知君） 同意第1号の提案説明を申し上げます。

愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。懲戒審査委員会は、地方自治法施行規程第16条の規定に基づきまして、委員3人をもって組織し、その委員については職員のうちから1人及び学識経験を有する者のうちから2人をもって構成することとなっており、議会の同意を得て命ずることとなっております。

現在の委員である職員が、令和5年3月31日をもって定年退職することから、新たな委員の選任につき、議会の同意をお願いするものでございます。

議案書1ページでございます。

同意第1号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、職員代表といたしまして、氏名、森 まゆみ、住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

任期につきましては、現委員の残任期間となり、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（村西作雄君） 本件は、愛荘町議会申合せ事項第3条、人事案件に基づき、

質疑、討論を省略しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより同意第1号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立全員であります。よって、同意第1号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

---

### ◎同意第2号の上程、説明、採決

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第2、同意第2号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（有村国知君）** それでは、同意第2号について説明をさせていただきます。

同意第2号は、愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

このたび、現委員の森 秀昭氏が令和5年3月28日をもって任期が満了することから、再任をお願いするもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により町長が議会の同意を得て任命することからお願いするものです。

住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

森 秀昭氏は、人格が高潔で、教育に対する意識が高く、大学卒業後は教員として滋賀県教育委員会に36年間勤務され、その間、地元小学校長などを歴任され、また、愛知川公民館や川久保地域総合センターに教育指導員として勤務されました。平成31年3月29日から教育委員として御就任いただき、教育長職務代理者として御活躍いただくとともに、愛荘町の教育理念、「人が輝き人が育つ未来を拓く愛荘の教育」のもと、本町のさらなる向上のため、今日まで、これまでの経験から貴重な御意見や御提言を賜っているところです。

任期は、令和5年3月29日から令和9年3月28日までの4年間でございます。

何とぞ御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** 本件は、愛荘町議会申合せ事項第3条、人事案件に基づき、質疑、討論を省略しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより同意第2号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立全員であります。よって、同意第2号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

---

### ◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第3、議案第30号 愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

**○総務政策監（生駒秀嘉君）** 議案第30号 愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例。上記の議案を提出をするものでございます。

説明につきましては、説明資料の1ページのほうをお願いいたします。条例説明資料の1ページでございます。

条例の制定の理由でございます。令和5年4月1日付、組織機構の再編により所要の改正を行うものでございます。

条例の要旨でございます。改正の内容。建設・下水道課の分掌事務のうち「グランドデザインに関すること」を削除するものでございます。グランドデザイン2040、都市計画マスタープラン、立地適正化計画の策定を今年度末で終了することから、推進室を廃止するものでございます。

施行については令和5年4月1日からとなっております。

御審議よろしく願いいたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。



これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立全員であります。よって、議案第30号 愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第4、議案第31号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

**○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君）** それでは、議案第31号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。議案第31号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例、上記の議案を提出いたします。改正条例と説明資料の3ページをお願いいたします。説明資料で御説明申し上げます。

まず、改正の理由でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免について、厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡により新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが令和5年5月8日から5類感染症に変更される方針が示されたことを踏まえ、令和4年度で事業を終了する介護保険料の減免について、令和4年度分の保険料で令和5年4月1日以降に納付期限が到来する保険料までを減免対象とすることとされたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨でございます。介護保険条例の付則第15項中、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が定められている保険料を、令和4年度分の保険料であって令和5年4月1日以降に納期限が定められている保険料に改めるもので

ございます。

改正後の条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

4ページにつきましては、新旧対照表となっております。御審議のほどよろしく  
お願い申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸  
君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立全員であります。よって、議案第31号 愛荘町介護保  
険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第5、議案第32号 第2次愛荘町総合計画におけ  
る基本構想の変更および後期基本計画の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長兼企画政策監（中西 功君）** それでは、議案書の5ページをお願いいたし  
ます。議案第32号 第2次愛荘町総合計画における基本構想の変更および後期基本  
計画の策定について、議案を提出いたしますので、その内容について御説明を申し上  
げます。

本件は、愛荘町総合計画策定条例第7条及び愛荘町議会改革条例第7条の規定に基  
づき、第2次愛荘町総合計画の基本構想の変更及び後期基本計画の策定について、別  
冊のとおり定めることにつき、議会の議決を求めるものでございます。

本町の総合計画につきましては、平成30年度に第2次総合計画を策定し、「愛着と

誇り。人とまちが共に輝くみらい創生のまち。」を10年後のまちの姿に掲げ、その実現に向けて6つの基本方針と3つの総合戦略プロジェクトにより計画を進めております。今回の議案上程の趣旨でございますが、現在取り組んでおります前期基本計画が令和4年度末をもって期間満了となることから、令和9年度を目標年次とする後期基本計画を策定するものでございます。

後期基本計画の策定に当たりましては、新型コロナウイルス感染症による社会の様々な変化、ライフスタイルや価値観等の多様化、デジタル技術の進展など、まちづくりに関わる様々な社会の潮流を踏まえるとともに、これからの時代に対応しつつ、愛荘町らしさを持ったまちづくりの指針として策定するものでございます。また、あわせまして、この間の社会状況の変化と前期基本計画における取組の評価、後期基本計画期間における方向性等を検証し、基本構想の一部を変更するものでございます。なお、以降の御説明におきましては、前期基本計画を前期計画、後期基本計画を後期計画と省略いたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、具体的に、基本構想の主な変更点と、後期計画の要旨を冊子に基づきまして御説明を申し上げます。

最初に別冊、オレンジ色の表紙の冊子、基本構想の冊子をお願いを申し上げます。基本構想につきましては、第1章、まちづくりの基本目標から、第6章、まちづくりの基本推進方策までの6章で構成をしております。今回、特に変更いたしましたのは、第4章の将来の都市構造と、第5章、重点戦略プロジェクトでございます。

資料の8ページをお願いをいたします。第4章、将来の都市構造では、愛荘町都市計画マスタープランにおいて示す拠点連携型のまちづくりの形成と、将来都市構造の方針に基づき、自然環境や歴史文化と調和した土地利用を図るとともに、機能的でにぎわいあふれる魅力的な都市空間を目指すこととしております。

次に、14ページをお願いをいたします。第5章、重点戦略プロジェクトでは、前期計画で定めました「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」の3つの視点のプロジェクトを継承し、グランドデザイン2040などの各種計画やデジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえ、見直しを行っております。

まず、16、17ページの重点戦略1、次代を担う「ひとづくり」プロジェクトでございますが、1-1、未来を担う子どもたちを育む「ひとづくり」と、1-2、元気に生き生きと活躍できる「ひとづくり」の2つの方針による「ひとづくり」を進め、

若者や子供、高齢者など、誰もが生涯にわたり生き生きと暮らせるまちづくりを目指します。

次の18、19ページの重点戦略に、誰もが活躍できる「しごとづくり」プロジェクトでは、2-1、地域の強みを生かした「しごとづくり」と、2-2、人材の還流に向けた「しごとづくり」の2つの方針による「しごとづくり」を進め、産業振興による町の成長基盤が整い、多様な世代の働く場や活躍できる場が充実した町を目指します。

さらに、次の20ページ、21ページの重点戦略3、未来を先取る活力ある「まちづくり」プロジェクトでは、3-1、新たな人の流れをつくる「まちづくり」と、3-2、快適で住みよい「まちづくり」の2つの方針による「まちづくり」を進め、愛荘町で生まれ育ってよかった、住み続けたいと思える町を目指します。

以上の3つのプロジェクトによる取組を町民、事業者、団体、住民自治組織といった多様な主体と行政とのパートナーシップのもと進めてまいります。

続いて、もう1つの冊子、別冊緑色の表紙の冊子をお願いいたします。こちらが後期計画の基本計画となります。1ページ開いていただきまして、2ページ及び3ページでは、施策の体系を示しております。各ページの左の列の基本方針の6項目は全て前期計画から継承をしております。真ん中の列の分野別計画は、前期計画での33項目から、統合や名称の変更により32項目に再編しております。また、それぞれの分野別計画の内容につきましては、現状と課題、成果などの評価検証を行い、後期計画における方向性を定めた上で見直しを行っております。

それでは、基本計画の分野別計画から、主要なものを抜粋して御説明をいたします。

まず、4ページをお願いいたします。基本方針1、健康でいきいき暮らせるまちづくりでございます。1-1、健康づくりの推進におきまして、施策1に嚙むC O M E + 1 0 運動の推進を、また5ページの施策3に自尊感情の醸成を記載するなどしております。

次に、8ページをお願いいたします。1-3、子育て支援の充実におきまして、施策1、親子の健やかな育ちの支援で妊娠期からの支援を、また施策4、援助を必要とする子育て家庭の支援において、妊産婦、子育て世代、地域の子供に関する様々な問題について包括的な相談支援を行う子ども家庭総合支援拠点の整備運営を記載するなどしております。

次に、14ページをお願いいたします。14ページは、1-6、地域共生社会の推進でございます。ここでは、前期計画での地域福祉の推進から名称を変更しております。中段の施策の基本的方向を人と人、人と社会がつながり支え合う地域共生社会の実現を目指すとともに、施策3の包括的な支援体制の構築において、制度のはざまにある複合的な課題に対して相談支援ができる体制づくりについて記載をしております。

続きまして、16ページをお願いいたします。ここからは、基本方針2、夢と志を育む学びのまちづくりでございます。

まず、16ページの2-1、幼児教育の充実と、めくっていただいて18ページの2-2、学校教育の充実におきましては、胎児期から義務教育修了までを人生の基礎を確立する16年と捉え、「未来を拓く愛荘16年教育」構想の推進について記載をしております。

次に、22ページをお願いいたします。22ページの2-4、生涯学習の推進では、中段の施策の基本的方向を学び合い、学びが循環し継続する生涯学習社会の実現を目指すとし、施策1から3に生涯学習へのきっかけづくり、自己を高めるための学びの場づくり、地域と学校との連携協働を記載をしております。

次に、24ページをお願いいたします。24ページの2-5、生涯スポーツの推進では、施策の4-2、国スポ・障スポに向けた取組の推進を設け、アーチェリー競技の普及発展に努めることやスポーツに親しめる環境づくりの推進を記載しております。

続きまして、飛びますが、34ページをお願いいたします。34ページ、ここからは基本方針3、活力あふれるにぎわいのまちづくりでございます。

まず、36ページをお願いいたします。3-2、商工業の振興では、施策3、創業・起業の支援として、空き店舗等の地域振興に資する有効な不動産ストックの把握や地域おこし協力隊等の外部人材による地場産業や地域資源を生かした起業の促進について記載をしております。

次に、40ページをお願いいたします。40ページは、3-4、観光まちづくりの推進でございます。これは、前期計画での観光・交流の推進から名称を変更するとともに、施策項目を3つから5つに拡充して記載をしております。

続きまして、42ページをお願いいたします。ここからは基本方針4、安全で心豊

かな暮らしを支えるまちづくりでございます。

まず、42ページの4-1、防災減災対策の強化は、前期計画での災害に強いまちづくりの推進から名称を変更しております。中段の施策の基本的方向において、自助、共助、公助による防災減災対策を強化するとともに、施策の2、危機管理体制の充実において、新型コロナウイルスを契機とした対策について記載をしております。

次に、44ページをお願いいたします。4-2、交通安全対策の推進では、施策1から3において、子供や高齢者の交通事故の状況を鑑み、内容全体を見直しております。

続きまして、48ページをお願いいたします。48ページ、ここからは、基本方針5、快適でうるおいのあるまちづくりでございます。48ページの5-1、やすらぎ住環境の整備では、記載の施策の整理を行い、施策1と2に空き家対策を、施策3に公共下水道や住宅の耐震化等を記載しております。

次に、50ページをお願いいたします。5-2、調和のとれた土地利用の推進では、都市計画マスタープランや立地適正化計画との整合を図るとともに、施策項目数を2つから5つに拡充して記載をしております。

次に、54ページをお願いいたします。54ページの5-4、地域公共交通の充実では、施策の基本的方向を誰もがいつでも安心して移動できる交通体系を整備とし、3つの施策や協働の取組に係る記載内容を見直しをしております。

続きまして、60ページをお願いいたします。ここからは、基本方針6、町民が輝き、活気にあふれるまちづくりでございます。60ページの6-1、地域のまちづくりの推進では、新型コロナウイルス感染症による自治会への影響等を踏まえた記載の見直しを行っております。

以上、抜粋して御説明いたしましたが、以上が後期計画の要旨でございます。基本計画の分野別計画におきましては、前期計画と同様に施策指標を設定し、施策を進めてまいります。

以上、第2次愛荘町総合計画の基本構想及び後期基本計画に関する御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長(村西作雄君)** これより本件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

11番、瀧 すみ江君。

**○11番(瀧 すみ江君)** 11番、瀧です。64ページです。これ、全協でも言っ

たんですけれども、パブコメに入る前に発言したつもりですけれども、変化がないので言わせていただきます。

6-3の人権尊重社会の実現などで、やはりこの中に、言葉として部落問題、部落差別をはじめとするという言葉が入っています。これ、5年後までの、5年間のこれから計画になりますので、やはりこういう言葉をいつまでも使うというのは時代錯誤ではないかということを考えるわけです。やはり、いつまでもこういう、誰もが平等ということ考えると、いつまでもこういう言葉を使っていくのは間違いであると思います。

そしてまた、もう1つは、ここの中で施策3、地域総合センターの運営充実となっております。やはり、この在り方について総合センターが、やっぱり公営でずっと行かれるのではなく、やはりほかの自治体もやっているように、普通、ほかのこの3つの自治体以外がやっていますし、ほかの自治体でももうそうしているように、やはりその地域に譲渡としていくことがこの問題解決になるということになると思いますけれども、その点の考え方について答弁をお願いします。

**○議長（村西作雄君）** 副町長。

**○副町長兼企画政策監（中西 功君）** お答え申し上げます。

64ページの現況と課題のところ、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消やという表現がされているということについてのお尋ねが、まず最初の1点目だと思います。

今申し上げましたように、現況と課題というところを整理したものでございますので、部落差別解消推進法が現在ございます。その中で、第1条に現在の部落差別が存在するというふうにありますように、現存する課題であるという認識をしております。現況と課題の欄にこのように記載をさせていただいているところでございます。

また、地域総合センターの運営につきましての御質問も頂きました。3つ、施策について記載をしているわけでございますけれども、1つ目の黒丸の後段の部分にございますけれども、地域社会全体に開かれたコミュニティーセンターとしてのさらなる活用を図るということで、現在も地域に開かれた活動を進めていただいておりますのでございますけれども、引き続き、後期基本計画の期間においても、そのように進めていきたいということでございます。

また、3つ目の黒丸のところにも記載がございましたように、学習支援のセーフティ

一ネットの場という形での活用もされております。これについては、町内全域を対象としてということですので、存在する地域のみならず、周辺の地域、あるいは町全体のセンターとしての活用を今後も図ってまいるという考えでございます。

以上でございます。

**○議長（村西作雄君）** ほかに。9番、外川善正君。

**○9番（外川善正君）** 9番、外川善正。2点お伺いします。

それに入る前に、今回、副町長が説明されました内容は、これを配付されたときの時間よりも細かく説明されておられるような気がしますわ。本来でしたらもっと、配ったときに、お配りになったときにきっちり説明してみんなで協議するのが普通かなと思いますけど。

1点目の質問に入ります。これはパブコメをされていますね。一応町民の方からもらう。このパブコメにつきましては、ホームページ、町の、それで掲載してみんなに周知しているということなんですけど、このホームページに載っているということは、どのような形でまた皆さんに伝わっているのかなと、これが1点ね。

そしてもう1つは、全員協議会の中で私が少し触れたんですが、今までのパブコメでしたら、当然質問に対する回答というのがあって、それを打ち出して提示されておられました、今までは。今回については、私がないのかと言うまで出てこなかった。けど、出てきたのは、ちゃんと出来上がったものが1時間後ぐらいやったかな、すぐ来ました。こちらというのは、私が言わなかったらそのパブコメの質回の内容については提示されることはなかったんですか。そこら辺の考え方を聞かせてください。

**○議長（村西作雄君）** 副町長。

**○副町長兼企画政策監（中西 功君）** お答えをいたします。

まず、質問の前に頂きました説明の内容でございますけれども、パブリックコメントを実施をいたす前に、担当のみらい創生課長のほうから御説明をさせていただいた折には、丁寧に御説明をさせていただいたものというふうに覚えております。

昨日の全員協議会におきましては、その結果を受けてのパブリックコメントがあり、修正をかけたものでございますので、その後の状況について簡単に御説明をさせていただいたというものでございます。

本日、議案として御議決を頂くものでございますので、改めて、この議会中継を御覧になられている町民の皆様に対しても御説明をしっかりとさせていただく必要があ



るということを考えまして、丁寧に御説明をさせていただいたものでございます。

それから、パブリックコメントについての御質問を頂きましたけれども、私が承知をしていますところでは、過去にパブリックコメントを行ったもので、全員協議会等で御報告をさせていただいているものもございしますが、計画等すべからく御報告をさせていただいているものではないというふうに認識をしております。

昨日、追加して御説明をさせていただいたものは、やはり総合計画でございますので、町の最上位計画に対して御意見を頂いたものというものでございますので、御意見を賜りまして、速やかに配布をさせていただいたというものでございます。

通常の各個別計画、この冊子の中にも68ページ、69ページに、各個別計画を載せておりますけれども、この個別計画を策定をした段階で、パブリックコメントを実施をいたしました場合には、すべからくこの内容について全員協議会で御報告をさせていただいているかといいますと、そうではないというふうに承知をしておりまして、重要なものについては、全員協議会でも御報告させていただくべきものと思っておりますし、また、ホームページなどで住民の皆様にも公開をさせていただくというのは原則、パブリックコメントで意見を頂くわけでございますので、公開をさせていただくのが原則だというふうに認識をしております。

今後の周知のことについては、担当のみらい創生課長のほうから御答弁申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** みらい創生課長。

**○みらい創生課長（西川傳和君）** パブリックコメントをホームページのほうで公開しているというところで、どのように周知がなされているのか、どのように伝わっているのかという御意見やったというふうに思っております。

パブリックコメントに関しては、募集をする際に個別に回答するという形を取らずに、ホームページで公開するという形で募集のほうをしてまいりました。ホームページを見ていただいた方につきましては、その内容がどうかということでまたお返事を頂いたりしているところもございします。そういった形で、パブリックコメントといいますのは、そもそも住民の要は施策への協働の部分でもあると思っております。そういったところも鑑みまして、引き続きパブリックコメントというものを実施しつつ、施策の立案に関しては協働で進めたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（村西作雄君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 1点目、副町長がおっしゃられた部分で、そのパブコメが出されているものもあれば出されていないものもあるというようなこと言われたん違うかな、時によっては。私はそういうふうにとったんですけど、建物総合計画が出てからの検討委員会で検討された内容等々については、全てパブコメは出ているはずですよ。もし私の記憶に間違いがあったら、例えばどこどこの検討会、委員会で検討した内容はパブコメをしなかったとかというのを教えてください。今やのうてよろしいです。副町長は、ある部分もあればない部分もあるとおっしゃられたんで、私とは考えが違うところだけ言うておきますわ。

それと、みらい創生課長が言われた協働でやっていく。だからパブコメは、当初9月に、9月と言わはったんかな、当初は出すときにそういうコメントをしているというのを言われたように思うんです。そやけど、協働でやっていくというんやったら、やはりそこはしっかりとこういう意見に対してはこういうような考え方を行政は持っていますよというのは、そこの部分を伝えないと、次の先、一歩行ったときにはアンマッチになる部分が多々あると思うんです。だから、考え方が違うところを1つの考え方で強要していこうというんでしたら、私は前へ進みますけど、その協議をしないで別々の考えで持っていったら、できるものもできないと思うんです。この協議というのは、後からでも言いますが、本当に最適配置のときでも一緒なんです。最適配置でも協議が皆さん少なかったと言われる。またぞろ同じようなことをしようとしているんです、協議がない。ほんで、やはり事業を進めていこうと思えば、やっぱり協議をしてお互いを深め合って、理解して、同じ方向に向いて走っていくという気持ちでないとあかんように思います。今コメントいただいた部分はそんで聞いておきますので。ありがとうございました。

○議長（村西作雄君） 答弁はよろしいですか。

○9番（外川善正君） はい。

○議長（村西作雄君） 副町長。

○副町長兼企画政策監（中西 功君） 先ほどの私の答弁でちょっと誤解を生むような御答弁をしてしまったかもしれませんので、その辺りの追加の説明も併せて御説明をさせていただきます。

まず、パブリックコメントを実施するかどうかにつきましては、基本的に内部管理

的な計画でありますと、実施をしないということもございます。住民の皆様の権利、義務に関わることでありますことであるとか、住民の皆様に広く影響を及ぼすものにつきましては、パブリックコメントを基本的に行っていくのが望ましいというふうに考えてございます。

また、パブリックコメントを実施したもののうち、その結果について全員協議会の場で御報告をさせていただいているかどうかにつきましては、まず、住民の皆様の関心の高いもの、たくさん御意見を頂戴したものなど、必要に応じて全員協議会で御報告をさせていただいてきたというふうに認識をしておるといふ御答弁をさせていただいたものでございます。

**○議長（村西作雄君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。9番、外川善正君。

**○9番（外川善正君）** 外川善正、反対討論を行います。内容的には賛成しております。ただ、進め方によってちょっと考慮していただきたい点多々ありますので、その部分で反対いたします。

町民の方へ意見を頂く1つとして、パブコメを行うということは全協で当初言うておられました。そのことも全員協議会で説明されたんですが、全協で全議員に示された僅か、先ほども言いましたけど、少ない時間だったんです、私が記憶している限りでは。そのときに、議員として質問はどこで行うかということをお聞きしたとき、議員の質問です、これは間違えんといってください、町民さんやなしに議員としての意見はどこで言えばいいんですかというような話をしたときに、パブコメの中で質問してくださいというような回答がありました。そして、この追加議案が出てきましたときに、その中にやはり上程してありました、この件が。そのときに、今言うた話をさせていただいたんです、パブコメが全然出てないやないかと。協議もしていない。それで、今までパブコメは全協で報告されていましてと言いましたが、今回でも本当に町民の皆さんの意見、また議員の意見、それらが本当に、どういうふうな形でいってどういうふうな報告されたかというのが見えてこない。協議すらあまりなかったように思います。これは前の最適配置のときも、さっきも言いましたけど、同じような経緯をたどっておるんです。次が大切なんです。

最適配置の中で、協議がなされていないということを多くの方々の口から出てきました、言葉が。にもかかわらず、今回のこの本案件の中でも同じようなことをしようとしている。協議が少ない。こちらが言わな出してこない。そんなことでやっぱりうまくいきませんよ。やっぱり先ほども言いましたけど、やっぱり1つになって前へ進もう思うたら、協議というのは本当に大切なもん。本当にそれをなくしたら、トップダウンやったら、あんたら方勝手にやったらいいよ、もう議員も要らないん違う。議員にも言わないし町民さんにも言わなくていいん違うの、トップダウンやったら。そんなことないでしょう。議員の一人一人かて、やっぱり愛荘町をよくしようという心を持ってこの場に座っておられるんです、私以外の方でも。町民さんでも、でも言うたら怒られますわ、町民の方々、そういうの方々、一人一人がやっぱりこういうなんに参画して、少しでも今住んでいる状況よりいいものを求めようとして頑張っておられるんです。だから、こういうことが前回もあり今回もありということは、次やったらもっと悪くなるかもわからん。私はそういう意味で一考していただくために、本案件については反対討論として発言させていただきました。

以上です。

**○議長（村西作雄君）** 次に賛成討論はありますか。8番、高橋正夫君。

**○8番（高橋正夫君）** 8番、高橋です。議案第32号 第2次愛荘町総合計画における基本構想の変更および後期基本計画の策定について、賛成の立場から討論を行います。

総合計画は、長期的な展望に立って地方自治体の目指すべきビジョンを定めるとともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりの在り方を示すものであり、町の最上位計画として位置づけられております。

今回の第2次愛荘町総合計画、後期基本計画は、前期計画における施策などの評価、検証を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症を契機とした社会の変化やライフスタイル、価値観等の多様化、自治体DXの推進など、まちづくりに影響を与える様々な社会の潮流を踏まえて策定されて、これまでの取組を生かしつつ、時代の変化に合わせた愛荘町らしさを備えた協働のまちづくりの指針として定められております。町民、事業者、団体、住民自治、自治組織及び町行政が信頼関係により結ばれた強い絆のもと、本総合計画に目指すまちの姿として掲げる「愛着と誇り。人とまちが共に輝くみらい創生のまち。」の実現に向けて、町行政におかれましては、基本構想及び後

期基本計画に基づき、それぞれの個別計画が連携を図りながら、一体的で効果的な施策推進と、効率的な行政運営に取り組んでいただくことに期待をいたしまして、賛成するものでございます。

議員各位におかれましても御賛同をお願いして、賛成討論とさせていただきます。

**○議長（村西作雄君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立多数です。よって、議案第32号 第2次愛荘町総合計画における基本構想の変更および後期基本計画の策定については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第6、議案第33号 契約の締結につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。公共施設最適配置推進室長。

**○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君）** それでは、議案書の6ページをお願いいたします。

議案第33号 契約の締結につき議決を求めることについてを御説明させていただきます。

契約の締結につき議決を求めることについて、次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

契約の目的、令和4年度工事第27号、旧愛知川警部交番官舎解体工事。

契約の方法、一般競争入札。

契約の金額、7,678万円。

契約の相手方、住所、滋賀県愛知郡愛荘町東円堂1117番地5。氏名、竹山建設

株式会社、代表取締役、竹山文一。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。4番、澤田源宏君。

**○4番（澤田源宏君）** 解体工事については私、賛成でございますが、この約80本の基礎くいをそのままにしておくというのは、専門の業者の方に聞いてもそれはおかしいということで、反対させていただきます。

**○議長（村西作雄君）** 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立多数です。よって、議案第33号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第7、議案第34号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第11号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

**○総務政策監（生駒秀嘉君）** それでは、補正予算書、令和4年度の1ページのほうをお願いをしたいと思います。

議案第34号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,554万4,000円を追加をし、歳入歳出額の総額を歳入歳出それぞれ117億9,600万5,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によります。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越し  
て使用することができる経費は、第2表 繰越明許費による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表 地方債補正による。

上記の議案を提出するものでございます。

それでは、議案書の2ページをお願いをいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。上段からでございます。14款国庫支出金  
2項国庫補助金、補正予算額が3,785万1,000円の追加。15款県支出金2項  
県補助金349万8,000円の減額。18款繰入金2項基金繰入金、補正額が3,3  
79万1,000円の追加。21款町債1項町債1億740万円の追加。歳入合計が1  
億7,554万4,000円の追加となっております。

次、3ページの歳出でございます。上段からでございます。3款民生費2項児童福  
祉費、補正予算額が2,383万2,000円の減額。8款土木費2項道路橋梁費補正  
額が1,119万6,000円の追加。10款教育費1款教育総務費1億8,694万8,  
000円の追加。4項幼稚園費123万2,000円の追加。歳出合計、歳入と同額で  
1億7,554万4,000円の追加となっております。

続きまして、4ページをお願いをいたします。

第2表の繰越明許費でございます。上段からでございます。6款農林水産業費1項  
農業費、事業名が西部地域土地改良水源地下水観測調査事業で823万1,000円の  
繰越し。

8款土木費2項道路橋梁費、事業名が町道愛知川栗田線道路改良事業で6,511万  
2,000円の繰越し。4項都市計画費、都市計画関連冊子印刷事業で219万4,0  
00円。

次、10款の教育費でございます。1項の教育総務費で、事業名が、上段から小学  
校通学バス安全対策事業で20万6,000円の繰越し、その下、教育施設アフターコ  
ロナ対策事業で675万、その下、学校教育施設改修事業で1億7,999万2,00  
0円。最後、4項の幼稚園費、幼稚園送迎バス安全対策事業で123万2,000円の  
繰越しとさせていただいております。

続きまして、5ページをお願いをいたします。第3表 地方債の補正でございます。

起債の目的、2つございます。1点目が、地方道路等の整備事業債、補正前額が3

億3,560万、補正後が3億4,440万。その下、学校教育施設等整備事業債で、補正前額が4億2,720万、補正後が5億2,580万となっております。合計、補正前額が14億3,624万4,000円で、後につきましては15億4,364万4,000円となっております。起債の方法、利率、償還の方法については、変更はございません。

説明としては以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔なし〕の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔なし〕の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に賛成討論はありますか。

〔なし〕の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立全員であります。よって、議案第34号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第8、議案第35号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

**○総務政策監（生駒秀嘉君）** それでは、補正予算書（令和5年度）をお願いをいたします。

1ページ目でございます。

議案第35号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,466万8,000円を



追加をさせていただいて、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億9,366万8,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、第1表の歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、債務負担行為は、第2表 債務負担行為によるものでございます。

上記の議案を提出するものでございます。

まず、2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入の部分から御説明をさせていただきます。14款 国庫支出金1項国庫負担金、補正予算額が1,662万9,000円の追加、2項国庫補助金8,157万1,000円の追加。その下、15款県支出金2項県補助金、補正額が476万9,000円の追加。18款繰入金2項基金繰入金7,169万9,000円の追加、合計が1億7,466万8,000円の追加となっております。

続きまして、3ページの歳出でございます。2款総務費1項総務管理費、補正予算額が800万の追加。その下、3款民生費2項児童福祉費2,876万1,000円の追加。4款衛生費1項保健衛生費7,912万1,000円の追加。7款商工費1項商工費3,878万6,000円の追加。一番下でございます。8款土木費2項道路橋梁費2,000万の追加。歳出合計で1億7,466万8,000円の追加となっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。2点ございます。1点目がデジタル専門人材派遣事業で、期間が令和6年度、限度額が800万。その下、南門橋撤去工事委託事業で、同じく期間が令和6年度、限度額が8,000万となっております。

あと最後、12ページ以降につきましては、給与費明細書となっておりますので、御確認よろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番、瀧すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧 すみ江です。補正予算の9ページ、総務費委託料のデジタル専門人材派遣業務委託料800万円について質問させていただきます。

昨日、全協でも説明がありましたけれども、これは政府に企業を紹介してもらおうということで、そして、市町村がまた希望する企業を連絡するという事なんですけれども、この企業のほうに来ていただいて、担当業務ということは示されておりますけれども、結局具体的にはどういうところを最終的に到達というか、どういうことをされていくということを考えているのか、どういうふうに変えていかれるということを考えているのかについて答弁をお願いします。

**○議長（村西作雄君）** 総務政策監。

**○総務政策監（生駒秀嘉君）** ありがとうございます。

今回、国の制度を活用いたしまして、外部の民間人材のほうに来ていただくということでございます。していただくことはたくさんあるとは思いますが、まずは、この間も面接でこの方とお話のほうをさせていただいている中で、まずは町の分析のほうをしていただくということになろうかなというふうに思っております。

そういった中で、どこに今課題があるのかという部分とかも含めまして、抽出を頂きながら、来年度、町といたしましては、幾つか事業のほうを、地方創生の部分で、デジタルの部分で予算化のほうもさせていただいておりますので、そういった部分も含めて今後来ていただく方とともにデジタル化のほうを、一遍には進みませんが、デジタルにつきましてはどこの市町村も同じ課題を持っておりますけれども、できるところからやっていくという部分もございますので、そういった部分も含めまして考えていきたいなというふうに思っております。

最終的には、愛荘町版デジタル町役場の構築ということを目指しておりますので、そういったところも職員一同皆さんに理解を頂きながら、一体的に進めさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（村西作雄君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 議案第35号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）に対して、反対を表明します。

本議案の中に、今質疑もしておりましたが、内閣府のデジタル専門人材派遣制度を

活用して民間企業と契約し、人材派遣を受けるための委託料計上があります。デジタル庁が、各府省が補助金を支出して行うデジタル関係事業を統括、管理し、同庁が総務省を通じて自治体の情報システムにも口を挟むために補助金を出して、企業を参入させるという内容で、地方自治を侵害する懸念があります。

デジタル化により、便利になる部分もあると思います。しかし、デジタル改革関連法はプライバシー権の侵害、利益誘導に官民癒着の拡大、行政の住民サービスの後退、国民に負担増と給付削減を押し付けるマイナンバー制度の拡大といった多くの問題点があるものであることを指摘して、反対討論といたします。

**○議長（村西作雄君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 賛成討論はありませんか。5番、森野 隆君。

**○5番（森野 隆君）** 議案第35号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）について、賛成討論を行います。

今回の補正予算については、令和5年度も引き続き実施される新型コロナウイルスワクチンの集団接種に伴う事業経費をはじめ、内閣府のデジタル専門人材派遣制度を活用した専門人材の受入れに関する費用、国の出産・子育て応援交付金事業に伴う給付金や湖東三山館あいしょうと中山道愛知川宿街道交流館の指定管理料、名神高速道路を横断する松尾寺地先の南門橋の撤去に係る工事委託費用などであり、これらは住民生活を支えるために必要な事業費であり、4月から早期に実施されるべき予算であります。

引き続き、適正な予算執行並びに管理をお願いし、各議員におかれましても賛同をお願いし、賛成討論を終わります。

**○議長（村西作雄君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立多数です。よって、議案第35号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（村西作雄君） 暫時休憩いたします。再開を4時ちょうどといたします。

休憩 午後3時52分

再開 午後4時00分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長を行います。

---

○議長（村西作雄君） お諮りします。ただいま意見書1件、議提4件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 異議なしと認めます。よって、意見書1件、議提4件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎意見書第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 追加日程第1、意見書第1号 経口中絶薬の承認審査に慎重な判断を求める意見書を議題にします。

本件について提案理由の説明を求めます。10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） ありがとうございます。10番、河村善一です。意見書第1号を提出させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

意見書第1号を朗読させていただきます。

意見書第1号、令和5年3月11日、愛荘町議会議長様。

経口中絶薬の承認審査に慎重な判断を求める意見書。上記の議案を愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。提出者、愛荘町議会議員、河村善一。賛同者、愛荘町議会議員、中川喜代和。

次のページをめくってください。

経口中絶薬の承認審査に慎重な判断を求める意見書。

令和3年12月、英国の製薬会社が自社製造の経口中絶薬の日本国内での使用を認めるよう初めて承認を申請した。世界保健機関（WHO）はその安全性を認め、広く使用されるべき薬として必須医薬品に指定しており、海外では80以上の国と地域で承認されているが、現段階において日本では認可されていない。今回申請された2種

類の経口中絶薬「ミフェプリストン」と「ミソプリストール」は、副作用として手術が必要となる大量出血や細菌感染を引き起こすおそれがあることが明らかになっている。

平成12年9月に承認された米国では、医療機関を受診せずに安易な服用をしないよう、度々警告や注意喚起が出されているにもかかわらず、26人の死亡が報告されている。我が国でも平成30年には、これら2種類を有効成分とした薬をインターネットによる個人輸入で購入し服用した女性が、多量の出血やけいれん、腹痛を生じ、医療機関に入院した事例が報告されている。安易な服用は、女性の心身にとって安全な中絶の方法とは言いがたい。

また若年（10代）妊娠は、親にも知られたいくない一心で中絶に走る傾向が高く、男性から安易に経口中絶薬の使用を強要されるなどの女性の性被害の増加が懸念される。その結果、10代の性感染症や中絶率の増加、低年齢化に拍車がかかるとともに、子供たちへの心身両面にわたる悪影響や小さな命への畏敬の念がますます失われることが憂慮される。

よって、国におかれては、まずは望まない妊娠を防ぐための性教育や相談体制の更なる強化などを進めるとともに、承認審査に当たっては、国民の幅広い議論を喚起し、意見を十分聞くなど、慎重な対応を求めるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月24日。

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、厚生労働大臣様、文部科学大臣様、内閣府特命担当大臣（女性活躍）様、内閣官房長官様。

滋賀県愛荘町議会。

12月の定例会の一般質問で私は今回の意見書と同様の内容で、経口中絶薬の危険性について質問させていただきました。経口中絶薬につきましては、国の厚生労働省で承認申請中であり、2月28日までパブリックコメントの受付がありました。多くの意見が寄せられ、それを受けて、現在、厚生労働省で審査される場所であると聞いております。今回、この時期に愛荘町議会の意見書を提出させていただくことは大変意義深いことと考えております。何とぞ議員の皆様の御賛同を頂き、この意見書が可決されますようよろしくお願いいたします。

以上です。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番、瀧すみ江君。

**○11番（瀧すみ江君）** すみません、ちょっとお聞きします。

今、この経口中絶薬はまだ承認されてなくて、ですけど、現在でも中絶というのは日本でも行われています。それで、その日本で行われている中絶の実態、また中絶の母体への安全性というのは、どのように認識されておられるか、答弁をお願いします。

**○議長（村西作雄君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** 中絶薬の、今現在は、公表されているところによりますと、14万人の方が現在、中絶されているというふうに聞いております。また、実際には公表されていないところであるならば、その3倍を超える数であるだろうかと聞いております。

また、今、いろいろ医療機関等でその中絶はされているところでもありますけれども、この薬を服用するということによりますと、医療機関にかからずに中絶されていく心配がございますので、医療機関あるいはその産婦人科でかかって中絶されることであるならばまだ認可されてもいいのかな、仕方ないのかなと思っておりますけれども、闇から闇、この薬を飲んどけというようなことにおける心配をしているところでございますので、御理解賜りたいと思っております。

**○議長（村西作雄君）** 11番、瀧すみ江君。

**○11番（瀧すみ江君）** 今、日本では吸引法とか掻爬法とかが主流、本当に昔から掻爬というのが主流になっておまして、これは本当の手術でありますので、医療機関にかかって女性が手術を受けるという、そういうもので、本当に母体への影響は大きいと思われま。この経口中絶薬は、国会でも審議もされているようなんですが、その中では、入院を前提とする、そして安全な医師の監視のもとというか、医師の指導のもとというのか、医院で使うということ、安全にされるということも治験としてはされているようですけども、ですからここに、この意見書のほうに慎重な対応を求めるよう強く要望すると最後に書かれていますが、今答弁にありましたように、安全な形での承認であれば、この意見書としては支持というのか、賛成、承認をされることに賛成されるのか、認められるのかどうかについて答弁を求めます。

薬というのは、やっぱり乱用されてしまったらとても危険なものでありますので、

そうではなくて、やはりこういう治験のもとに入院なりお医者さんで服用されるという  
ことについて、安全な形でされるという前提のもとで、承認についてどういうふう  
に認識されるのかについて答弁をお願いします。

**○議長（村西作雄君）** 10番、河村善一。

**○10番（河村善一君）** 国会で今慎重に審査されているとっております。これは  
もう国会で審査され決められた後のことの処置については絶対反対という立場ではあ  
りません。慎重な討論をした上で、やはり安全な薬として認められるならばそれはそ  
ういう承認もあり得るのか。ただ、私、12月のときに心配しておりました言ってい  
たことは、女性の心身に重篤な副作用があると。一生、その薬を飲むことによって、  
産婦人科の先生のお話を聞くと、その薬を飲むことによって女性ホルモンのバランス  
が変わる可能性がある、そういう危険性もあるという心配をされております。

また、女性の心への影響。一生忘れられないトラウマになる。だから、出産するど  
うか、自分で生まれているその子供さんを見るということもなります。また、安易  
に使用される危険性があるという心配が、この3点がどうしても出てくるわけであり  
ます。

だから、そういう意味で私は本当に慎重な判断をしていただきたいと、厳格なその  
薬の取扱いをお願いしたいという気持ちでこの意見書を出させていただいております  
ので、御理解賜りたいと思っております。

**○議長（村西作雄君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。これより意見書第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立全員であります。よって、意見書第1号 経口中絶薬の  
承認審査に慎重な判断を求める意見書は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議提第2号～議提第4号の上程、説明、決定

○議長（村西作雄君） 追加日程第2、議提第2号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査についてから追加日程第4、議提第4号 広報常任委員会閉会中の継続調査についてまでを一括議題とします。

各常任委員会委員長より、閉会中も継続調査に付したい旨の申出があります。閉会中の継続調査に付すことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 異議なしと認めます。よって、議提第2号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について、議提第3号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について、議提第4号 広報常任委員会閉会中の継続調査については、閉会中も継続調査に付すことに決定しました。

---

### ◎議提第5号の上程、説明、採決

○議長（村西作雄君） 追加日程第5、議提第5号 議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 異議なしと認めます。よって、議提第5号 議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（村西作雄君） これで本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

---

### ◎町長挨拶

○議長（村西作雄君） 町長、挨拶。

○町長（有村国知君） 令和5年3月愛荘町議会定例会の閉会に当たり、御挨拶申し上げます。

今議会に提案させていただきました案件は、人事案件3件、条例案件14件、指定



管理者の指定期間変更案件 2 件、路線認定案件 1 件、損害賠償案件 1 件、総合計画策定案件 1 件、契約議決案件 1 件、令和 4 年度補正予算案件 8 件、令和 5 年度当初予算並びに補正予算案件 7 件、合計 38 案件でございました。慎重審議の上、全ての議案につき御議決を頂き、誠にありがとうございました。

愛荘町の将来に向けて重要となる令和 5 年度予算については、年度当初からの着実かつ迅速な執行に努めてまいるとともに、後期基本計画を定めました総合計画に基づき、よりよいまちづくりのため、引き続き誠心誠意努力してまいる所存です。

さて、我が国において 3 年以上にわたり猛威を振るってきた新型コロナウイルスでございますが、今月 13 日からはマスク着用の考え方が見直され、また、5 月 8 日からは感染症法上での位置づけが現在の 2 類相当から季節性インフルエンザなどと同じ 5 類に移行することとされております。

これに伴い、各種業界や団体では、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から、業種別ガイドラインの見直し等が進められているところでございます。行政におきましても、家庭や学校、職場、地域といった様々な場面で、コロナ前の日常を取り戻すことができますよう、当町におきましても、国や県と歩調を合わせながら取組を進めてまいりたいと存じます。

今後とも、議員の皆様をはじめ、町民の皆様の一層のお力添えをお願いいたしますとともに、皆様の御健康と御多幸、そしてますますの御活躍を心から御祈念申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（村西作雄君）** これをもって、令和 5 年 3 月愛荘町議会定例会を閉じます。大変御苦労さまでした。

閉会 午後 4 時 17 分

上記会議の次第は事務局長 青木清司の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議 会 議 長 (改選前)

令和 年 月 日 議 会 議 長 (改選後)

令和 年 月 日 議 会 議 員 4 番 (改選前)

令和 年 月 日 議 会 議 員 5 番 (改選前)

令和 年 月 日 議 会 議 員 5 番 (改選後)